番号	書類	項目番号	質問内容	回答
1	仕様書	４．業務委託の内容 （４）専用ウェブサイトの設置及び維持・管理	情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC 27001）の認証取得について、 専用ウェブサイトの設置・システム構築・保守管理を担当する構成員（共同事業体を組成する場合）または再委託先企業が同認証を取得している場合、代表者自身が認証未取得であっても本要件を満たしているものとみなされますでしょうか。	原則として、契約主体となる受託者（共同事業体の場合は代表構成員。以下同じ。）自身がISO/IEC 27001の認証を取得している必要がありますが、専用ウェブサイトの設置・システム構築・保守管理を担当する構成員または再委託先企業が同認証を取得しており、提案書および添付書類の審査において、セキュリティ上支障がないと本県が認めた場合は、受託者が同認証を未取得であっても、本要件を満たすものとして取り扱います。 なお、その際の適否については、当該再委託先企業等における認証取得の状況に加え、受託者自身におけるプライバシーマーク等のセキュリティ関連認証の取得状況や、提案書等に記載された情報セキュリティ管理体制・対策状況を勘案し、総合的に判断いたします。